

# 安全データシート

作成日 2022年03月20日

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品名	FOOD PLANT床レスキュー B液(硬化剤)
会社名	レッドコーティングス株式会社
住所	愛知県名古屋市中川区中郷2-52
電話番号	052-351-4666
緊急連絡電話番号	052-351-4666
FAX番号	052-351-4612
推奨用途及び使用上の制限	利用可能な情報はない。

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

急性毒性 - 吸入(粉塵/ミスト)	区分 4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分 2
呼吸器感作性	区分 1
皮膚感作性	区分 1
発がん性	区分 2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3

### GHSラベル要素



注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

- H315 - 皮膚刺激
- H317 - アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H319 - 強い眼刺激
- H332 - 吸入すると有害
- H334 - 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
- H335 - 呼吸器への刺激のおそれ
- H336 - 眠気又はめまいのおそれ
- H351 - 発がんのおそれの疑い

## 注意書き

- P201 - 使用前に取扱説明書を入手すること
- P202 - 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと
- P261 - 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること
- P264 - 取扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと
- P271 - 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること
- P272 - 汚染された作業衣は作業場から出さないこと
- P280 - 保護眼鏡/保護面を着用すること
- P280 - 保護手袋を着用すること
- P280 - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を使用すること
- P284 - 換気が不十分な場合には呼吸用保護具を着用すること
- P302 + P352 - 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと
- P304 + P340 - 吸入した場合：被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること
- P305 + P351 + P338 - 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること
- P308 + P313 - 暴露または暴露の懸念のある場合：医師の診断/手当てを受けること
- P312 - 気分が悪いときは毒物センターまたは医師に連絡すること
- P321 - 特別な治療が必要である(このラベルの応急処置についての補足指示を見よ)
- P332 + P313 - 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること
- P333 + P313 - 皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること
- P337 + P313 - 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること
- P342 + P311 - 呼吸に関する症状が出た場合：毒物センターまたは医師に連絡すること
- P362 + P364 - 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること
- P403 + P233 - 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと
- P405 - 施錠して保管すること
- P501 - 内容物/容器を承認を受けている廃棄物処理施設に廃棄すること

他の危険有害性

特になし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

特になし

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学物質名	濃度又は濃度範囲	化審法番号	安衛法番号	CAS番号
ポリメチレンポリ フェニルイソシア ナート	55.0%	(7)-872	*3	9016-87-9
メチレンビス(4, 1 -フェニレン)=ジイ ソシアネート	45.0%	(4)-118	*3	101-68-8

化審法番号 - \*1登録有り \*2新規物質 \*3対象外 \*4非公開 安衛法番号 - \*1登録有り \*2新規物質 \*3既存物質扱い \*4非公開

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

クラス	法文物質名	金属名	含有率
第1種指定化学物質 (法第2条第2項、 施行令第1条別表第1)	メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート	—	45.0%

労働安全衛生法(通知・表示)

規制区分	政令番号	法文物質名
名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第57条第1項、 施行令第18条第1号、第2号別表第9)	599	メチレンビス(4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、 施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)	599	メチレンビス(4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート

化審法

規制区分	政令番号	法文物質名
優先評価化学物質(法第2条第5項)	74	メチレンビス(4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート

## 4. 応急措置

### 吸入した場合

被災者を空気の新鮮な場所に移すこと。直ちに医師の診断/手当てを受けること。

### 皮膚に付着した場合

汚染された衣服と靴を脱ぎ、直ちに石鹼と多量の水で洗い流すこと。

皮膚の炎症やアレルギー性反応が起きた場合には、医師の診察を受けること。

### 眼に入った場合

直ちに多量の水で洗浄する。最初の洗浄後、コンタクトレンズを外し、少なくとも15分間は洗浄しつづけること。直ちに医師の診断/手当てを受けること。

### 飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師の診断/手当てを受けること。

### 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

利用可能な情報はない。

### 応急措置をする者の保護

指定された個人保護具を使用すること。セクション8で推奨されている個人用保護具を着用すること。

### 医師に対する特別な注意事項

症状に応じて治療すること。

## 5. 火災時の措置

### 消火剤

粉末消火剤、CO<sub>2</sub>、砂、土、水噴霧または通常の泡消火剤。

### 使ってはならない消火剤

棒状水を使用してはならない。

### 特有の危険有害性

不完全燃焼および熱分解により、一酸化炭素、二酸化炭素、各種の炭化水素、アルデヒドおよび煤煙などの、毒性ガスが発生するおそれがある。これらを閉鎖された空間内または高濃度で吸入すると極めて危険であるおそれがある。

## 特有の消火方法

粉末消火剤、CO<sub>2</sub>、砂、土、水噴霧または通常の泡消火剤。人員を安全な区域に避難させること。環境への放出を避けること。消火活動からの流去水が排水管または水路に流れ込まないようにすること。

## 消火を行う者の保護

指定された個人保護具を使用すること。消火を行う際は、必要に応じて自給式呼吸装置を着用すること。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

人員を安全な区域に避難させること。指定された個人保護具を使用すること。その区域を換気すること。

### 環境に対する注意事項

あらゆる下水道の中、地面上またはあらゆる水域中に侵入させてはならない。

### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

安全に行えるなら、それ以上の漏出または漏洩を防ぐこと。区域を多量の水で洗い流すこと。砂、土またはその他の不燃性吸収物質に吸収させて回収すること。

### 二次災害の防止策

環境規則に従って汚染された物体および区域を十分に浄化すること。すべての着火源を排除すること。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 技術的対策

シャワー、洗眼ステーション、換気システム。特に閉め切った場所では十分な換気を確保すること。指定された個人保護具を使用すること。

### 安全取扱注意事項

取り扱い後はよく洗うこと。

### 衛生対策

特になし。

### 安全な保管条件

通気の良い場所で容器を密閉し保管する。容器は直射日光を避け、出来る限り室内の涼しい場所に貯蔵する。酸化剤との接触を避ける。水分や高湿に注意する。

### 安全な容器包装材料

鋼(スチール)製容器(缶、ドラムなど)。テンフリー缶。

## 8. ばく露防止及び保護措置

化学物質名	ACGIH TLV	OSHA	日本産業衛生学会	安衛法
メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	0.005 ppm TWA (listed under Methylene bisphenyl isocyanate(MDI))	—	0.05 mg/m <sup>3</sup> OEL	—

### 設備対策

シャワー、洗眼ステーション、換気システム。十分換気のある場所または閉鎖型システム内でのみ使用すること。火花を発生させない工具および防爆型の器材を使用すること。静電気に対する予防措置を講ずること。作業または装置を部分的に包囲すると共に開口部に局所換気(排気)装置を設けることにより暴露を最小限に抑えること。

### 保護具

#### 呼吸用保護具

換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。

#### 手の保護具

保護手袋を着用すること。

#### 眼の保護具

サイドシールド付き保護眼鏡(またはゴーグル)を着用すること。

#### 皮膚及び身体の保護具

保護手袋および防護衣を着用すること。

## 9. 物理的及び化学的特性

### 外観

#### 物理的状态

液体

#### 形状

利用可能な情報はない

#### 色

暗褐色

#### 臭い

ほぼ無臭

#### 臭いのしきい(閾)値

利用可能な情報はない

#### pH

利用可能な情報はない

#### 融点・凝固点

利用可能な情報はない

#### 沸点/沸点範囲

利用可能な情報はない

#### 初留点

利用可能な情報はない

#### 引火点

203°C クリーブランド 開放式

#### 蒸発速度

利用可能な情報はない

#### 燃焼性(個体・気体)

利用可能な情報はない

燃焼又は爆発範囲	利用可能な情報はない
蒸気圧	利用可能な情報はない
蒸気密度	利用可能な情報はない
比重(相対密度)	1.22
密度	利用可能な情報はない
水溶解性	不溶
溶媒溶解性	易溶BTXケトン 有機溶媒
オクタノール/水分配係数(Log Pow)	利用可能な情報はない
自然発火温度	利用可能な情報はない
分解温度	利用可能な情報はない
動粘性率	利用可能な情報はない
粘度	利用可能な情報はない
流動点	利用可能な情報はない

#### その他の情報

分子量	利用可能な情報はない
VOC含有率(%)	利用可能な情報はない
かさ密度	利用可能な情報はない
その他の情報	利用可能な情報はない

### 10. 安定性及び反応性

化学的安定性	通常の下で安定。
危険有害反応可能性	通常の使用条件下では安定。
避けるべき条件	発火源(火花、裸火、スパーク、静電気など)。
混触危険物質	エポキシ樹脂硬化剤。 強塩基(強アルカリ)類。 強酸類。 重合開始触媒。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素。 低分子有機化合物(構造不明)。
その他	利用可能な情報はない。

## 11. 有害性情報

急性毒性	利用可能な情報はない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	強い眼刺激
呼吸器感作性又は皮膚感作性	
呼吸器感作性	吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
皮膚感作性	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
生殖細胞変異原性	利用可能な情報はない

### 発がん性

化学物質名	ACGIH	IARC
ポリメチレンポリフェニルイソシアナート	—	Group 3
メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	—	Group 3

生殖毒性	利用可能な情報はない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	眠気又はめまいのおそれ 呼吸器への刺激のおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	利用可能な情報はない
吸引性呼吸器有害性	利用可能な情報はない

## 1 2. 環境影響情報

生態毒性	利用可能な情報はない
残留性・分解性	利用可能な情報はない
生体蓄積性	利用可能な情報はない
土壌中の移動性	利用可能な情報はない
オゾン層への有害性	利用可能な情報はない
他の有害影響	利用可能な情報はない

## 1 3. 廃棄上の注意

### 残余廃棄物

廃棄は、適用される地方、国、地域の法律および規制に従って行う必要がある。

### 汚染容器及び包装

この容器を不適切に破棄したり、再利用することは、危険かつ不法である場合がある。

## 1 4. 輸送上の注意

	UN/ID番号	正式輸送品目名	危険有害性クラス	容器等級	海洋汚染物質
IMDG	該当しない	—	—	—	該当しない
IATA	該当しない	—	—	—	該当しない

国連番号 該当しない

指針番号 171

### 特別の安全対策

**陸上輸送：** 消防法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運搬方法に従うこと。

**海上輸送：** 船舶安全法に定めるところに従うこと。

**航空輸送：** 航空法の定めるところに従うこと。

容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

「取扱いおよび保管上の注意」の項の記載に従うこと。

直射日光、雨に暴露されないように運搬する。

## 15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
化学物質管理促進法	第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
消防法	第4類引火性液体、第四石油類 (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
海洋汚染防止法	未査定物質
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
外国為替及び外国貿易管理法	輸出貿易管理令 別表第1の16の項 (キャッチオール規制品目)
国際インベントリー	
AICS	収載
DSL	収載
REACH	弊社営業へ別途お問い合わせください
ENCS	収載
IECSC	収載
KECL	収載
PICCS	収載
TSCA	収載
TCSI	収載

凡例：

AICS - オーストラリア既存化学物質インベントリー

DSL - カナダ国内物質リスト

REACH - EU 登録、評価、認可および化学物質の制限

ENCS - 日本化審法 既存化学物質

IECSC - 中国現有化学物質名録

KECL - 韓国既存化学物質目録

PICCS - フィリピン化学品・化学物質インベントリー

TSCA - 米国有害物質規制法セクション8(b)、インベントリー

TCSI - 台湾既存化学物質インベントリー

## 16. その他の情報

改訂記録

利用可能な情報はない。

主要参照文献とデータの出典

ACGIH - Threshold Limit Values

U.S. - OSHA - Final PELs

日本産業衛生学会 - 許容濃度の勧告

労働安全衛生法 - 作業環境評価基準 - 管理濃度

IARC

免責事項

このSDSは、JISZ7253:2012(日本)の要件に準拠しています。

この情報は新しい知見及び試験等により改定されることがあります。

本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、安全性を保障するものではありません。

すべての化学品には未知の有害性がありうるため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。